

年 度	平成29年度	文書番号	教高 第1472号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 29年 5月 1日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 29年 5月 2日		主査 内田 吉彦
施 行 日	平成 29年 5月 2日		(電話番号: )
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	100-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公開用簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 35年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
公開用文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
決裁 関与者	奥野 憲一 [教総務/広報・議事グループ] [課長補佐]		
	高取 秀夫 [教総務/広報・議事グループ] [主査]		
	松田 正也 [高等学校課] [課長]		
	藤井 光正 [高等学校課] [参事]		
	松野 良彦 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐]		
	笠井 博 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関係者	北野 恵 [教総務/広報・議事グループ] [一般職員等]		

標記事件に係る準備書面（案）を大阪地方裁判所に提出してよろしいか。

伺い文

添付文書名

種別

290502大阪府 VS ■■■ 準備3 弁護士提出（案）.docx

電子

添付文書情報

施行先

施行方法

その他

備考

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪府

被告準備書面(3)

平成29年5月2日

大阪地方裁判所

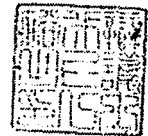
第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 内 田 吉 彦



同 笠 井 博



同 高 取 秀 夫



同 北 野 恵



(原告ら第2・第3準備書面について)

1 求釈明114について

本件当日(平成27年5月15日)の2時間目には、男子生徒Aが授業中に立ち歩いたり大きな声で話したりするなどして授業の邪魔をしていた事実はない。

男子生徒Aの振り返りシート及び反省文に授業中に立ち歩いたり大きな声で話したりしていた旨の記述はあるが(乙7、8)、これは教員が日ごろの授業態度を見直すよう説諭したことから、日ごろ注意されていたことをふまえて記述したものと思われるものであり、本件当日の2時間目には、実際にはそのような行為は無かったものである。

2 求釈明115について

本件当日の2時間目には、男子生徒Aが授業中に立ち歩いたり大きな声で話したりするなどして授業の邪魔をしていた事実はない。

なお、本件当日以前の英語の授業において、林講師は、男子生徒Aが授業中に立ち歩いたり大きな声で私語をするなどしたりしたときは、男子生徒Aに対し注意をしている。そして、男子生徒Aは、注意を受けると、素直に自席に戻ったり私語もやめたりしていたものであり、授業進度が遅れるなどの状況も無かった。したがって、林講師が授業のコントロールができていないなどという状況は無かったものである。

3 求釈明116、117について

本件高校は、問題行動をした生徒に反省文を作成させることにより、当該問題行動に対してどのように考えているのか、今後の学校生活に対してどのように思っているのか、どのように頑張っていこうと思っているのかなどを確認し、懲戒処分実施中などの指導の基礎としたり役立てたりしようとしている。例えば、反省文の内容から当該生徒の気づいていないことや、認識不足のことなどを把握して、懲戒処分実施中などにそのことについて話をするなどしている。

そして、停学処分の場合、その最後に、停学期間を受けての反省文を作成さ

せ、当該問題行動についての反省だけでなく、停学期間中に感じたこと、改めて考えたことなどについても記述させ、指導内容を理解しているかどうかなどを確認している。

#### 4 求釈明118について

太田教諭は、■■■■君に対し「これからの動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」などと話したところ、■■■■君の表情が少し曇ったような感じだったことや、停学処分の言渡し時には保護者に来校してもらうのが通常であることなどから、■■■■君自身も停学処分になるのではないかと感じていたかもしれないと思い、「近いニュアンスで言ったかもしれない」と回答したものである。

#### 5 求釈明119について

■■■■君については、出身中学校からは、中学校での指導により今後はトラブルを起こすことは無いだろうと言われていた。

男子生徒Aについては、出身中学校の訪問時には具体的な情報提供はなかった。(入学後に、本人と保護者から、「迷惑をかけるかもしれない」との申し出があったものである。)

また、2組の他の生徒についても、不良グループの生徒などというような者はいなかった。

したがって、クラス編成を行った平成27年3月末時点で、2組には大きな問題をかかえている生徒はいないと認識していたものである。

#### 6 求釈明120～122について

求釈明114、115と同じ。

#### 7 求釈明123について

男子生徒Aが女子生徒の手を握っていたことは、授業を受ける態度として容

認されるものではないが、林教諭は机間指導していて、それが目に入っていなかったものであり、他に男子生徒Aが授業を妨害しているような状態もなかったため、授業妨害をしていたとか、授業が成立していなかったとはいえないとされているものである。

8 求釈明124について

目的自体は正当であるし、清水教諭や太田教諭も■■■■君に対し■■■■指導時に、「授業中にうるさくしているクラスメイトに静かにするように注意することは良いことだ。しかし、そういう場合は口頭で注意したり担任や教科担当者に相談等したりすべきであり、暴力で制止するべきではない」などと話しているものである。

9 求釈明125について

太田教諭と清水教諭が■■■■君から事情聴取をしていたとき、清水教諭が■■■■君に「笑ってたんか？」と聞くと、■■■■君が「滑稽だったので…」と答えたのは事実である。

乙11は時系列のメモであり、■■■■君が男子生徒Aに対し笑っていた（にやにやしていた）のが両者の共通認識だったことから、そのことを書き留め、それ以上には記載しなかったものである。

10 求釈明126について

■■■■君が教員からの事情聴取に対し虚偽の供述をしていたという話を■■■■君の遺族に知らせることについて、ためらう気持ちがあったものである。

11 求釈明127について

■■■■君が清水教諭に対してビンタする「素振りだったこと」が分かったのは、あとの■■■■君の言葉・弁解で分かったということであり、■■■■君が手を振り上げたときは、清水教諭は本当に殴られる感じがしたものである。

そして、補導委員会では、■■■■君が男子生徒Aをビンタした理由がわかるまでの経緯を伝えるためと、これまで見てきた生徒にはない変わった様子がある

ことを伝え、教員間で情報共有して、今後の指導の一助とするために説明したものである。

1 2 求釈明128について

■■■■君の中学校3年生時の担任である。

1 3 求釈明129について

生徒によっては話をしやすい教員やそうでない教員などがあり、生徒間トラブルについては表面的に理解するだけでは足りないこともありうる中で、複数の教員が関わって生徒から事情を確認したり指導を行ったりすることは通常のことであり、問題がないことである。そして、繰り返し、問題行動について聴き、その改善に向けて指導を重ねていくものなのであるから、問題行動の動機や事情を聴くなどするときには生徒が苦痛だから聴かないで済ませるというようなことではないものである。

1 4 求釈明130について

古井教諭の記憶は明確ではないが、古井教諭は、本件当日の午前は授業が詰まっていた関係で、午後1時頃に■■■■君と話をしたときには、■■■■君が男子生徒Aをビンタするなどしたことの動機は聞いていなかったものと思われる。

1 5 求釈明131について

古井教諭は、■■■■君から当該発言が出るとは思っておらず、びっくりしたが、■■■■君本人は至って冷静に話をしていた印象である。

1 6 求釈明132について

清水教諭は、午後1時15分より後に小会議室へ行った時点において、古井教諭から■■■■君の発言を聞いて知っていたとは思われるが、記憶として必ずしも明確ではないものである。

1 7 求釈明133について

古井教諭は、午後2時頃に小会議室へ行った時点では、■■■■君がビンタをしたことなどの動機を聞いて知っていたとは思われるが、記憶として必ずしも明確ではないものである。

#### 18 求釈明134、135について

午後0時45分頃、林講師が3年次職員室に戻って来て、朝川教頭に対し「本日の2限目の授業中、生徒間同志での暴力事象がありました、該当の1年次職員室に行き、現状を確認して来ました。松井教諭から事情確認を行っているところですよと言われました」などと報告し、「2人の生徒の状況は分かりますか？」と聞いた。朝川教頭は、「今、生徒指導部で確認中です。詳しいことはまだ、連絡はありません」と答えつつ、「詳しく事情を聞き取りしたいのですが、先生お時間はありますか？」と尋ねた。林講師が「用事があるので、直ぐに終わりますか？」と応えたため、朝川教頭は「時間がかかると思います」と言い、「分かりました、何かありましたら電話連絡させてもらいます。月曜日に私が詳しくお聞きするので、よろしく願います」などと告げ、林講師が「分かりました」と了解した。

林講師は、このときに事情確認書などは提出しておらず、翌月曜日（5月18日）に乙17を提出した。

#### 19 求釈明136について

小野教諭は、コミュニケーションのとりかたとしてうまく言葉で表現できるようにしていく指導のことを考えていたものである。

#### 20 求釈明137について

■■■■君は小野教諭に対し「僕はもうきっと停学になって・・・」と発言したものであるが、小野教諭は、遺族との面談時に非常に混乱した心境だったため、■■■■君が「僕はもうきっと退学になって・・・」と言ったと、言い間違えたものである。

#### 21 求釈明138について



■■■■君は、とても落ち着いて丁寧な口調や態度で話しており、取り乱しているというような状態でもなかったものである。

2.2 求釈明139について

指摘のとおりである。

2.3 求釈明140について

小野教諭は、本件当時、本件学校着任2年目で、まだ生徒指導担当などしていなかったことから、振り返りシートの存在は知っていたが、その内容の全てを明確に把握していたものではない。

2.4 求釈明141について

小野教諭は、振り返りシートが作成されていたという認識だった。

2.5 求釈明142について

振り返りシートは清将君の手元にはなかった。(■■■■君の手元には、三辻教諭の作成したメモがあった。) (なお、振り返りシートは、■■■■君のものも男子生徒Aのものも、古井教諭が昼休みに回収し、生徒指導室に置いていた。)

2.6 求釈明143について

補導委員会では、事情聴取した教員から説明がなされるし、補導委員会に参加した教員に疑問等あれば質問等を行うことができ、教員はそれで事情等を理解することができるので、補導委員会の前に参加する教員に対して振り返りシート等が回覧されることは通常無いし、本件においてもそのようなことはなかったものである。

2.7 求釈明144について

生徒が自分の処分等について気になってこの後どうなるのかを聞いてくるのはよくあることであるので、小野教諭は、そのことより、■■■■君が反省文を書き出したことを太田教諭に伝えたものである。

28 求釈明145について

指摘のとおりである。

29 求釈明146について

■君が学校に居る間は、教員らは、■君の保護者へ連絡することは考えていなかった。

■君を帰宅させた後、太田教諭は■君の保護者に対しすぐに連絡を入れようとして電話の前まで行ったが、家庭連絡票を開けた際に午後7時以降の連絡を希望していることが記載されていたので、午後7時過ぎに保護者の携帯電話及び自宅の電話をかけたものである（ただし、■君の保護者はそれらの電話に出なかった）。

30 求釈明147について

警察の話では、担当警察官が本件当時のやりとりを明確に記憶していないので、警察官の氏名を控えたいとのことである。

太田教諭と清水教諭はそれぞれ別々に警察官と話をし、警察官が■君は機嫌よく帰宅しているというふうに認められたなどと述べておられたことを記憶しているが、警察官は■君の表情のことを言おうとしていたのではなく、画像全体から■君が特段の異常を示しているような様子ではなかったということをおうとしていたものであると思われる。

31 求釈明148について

男子生徒Aが本件当日の2時間目の授業中に立ち歩いたり大声で話をしたりした事実はない。

なお、■君の男子生徒Aをビンタするなどした動機そのものは、懲戒処分原案の決定に際し考慮していない。

32 求釈明149について

林講師の意見は、懲戒処分原案の決定に際し、踏まえていない。

君が男子生徒Aをビンタするなどしたことにより、林教諭や隣のクラスで授業をしていた松井教諭の授業を中断させ、授業を妨害したことは、林講師の意見を聞くまでも無く事実である。

### 3.3 求釈明150について

乙5にも記載されているとおり、有期の停学期間は3日、5日、7日又は10日とすることになっているので、本件については、男子生徒Aに暴力を振るい、授業も妨害したことから、対等な生徒間の暴力の停学期間3日の次の厳しい停学期間5日が選択されたものである。(このことは、男子生徒Aについても同じである。)

### 3.4 求釈明151、151の2について

- (1) 中学時代の担任から聞いていたとおりに、強すぎる正義感からいわゆる不良グループの生徒と何度かトラブルになったことがあるということを説明し、また、君自身が「中学の時から素行の悪い生徒とこういうことが何度かあった。またしてしまった」と述べていたことを説明した。
- (2) 補導委員会の決定により停学期間を規定より短縮することができる場合としては、懲戒規定運用細則(乙5)の6(2)に示されているとおり、学校の全く認知していない問題行動について、その問題行動をした生徒が自主的に本件高校へ申し出たような場合などが想定されているが、ただ、当該問題行動の内容等によっては必ず短縮するというものではないし、また過去に前例もない。

### 3.5 求釈明152について

太田教諭は、警察官に対し、君と男子生徒Aが喧嘩した、双方が手を出した旨の説明をしている。乙10の2枚目の「その後、騒ぎになって」も、男子生徒Aが怒ってやり返し、騒ぎになったという趣旨で記載しているものであり、乙10と乙15で認識や記載を変えたものではない。

### 3.6 求釈明153、154について

古井教諭は■■■■君に対し、人をうっとうしく感じてビンタをするなど暴力を振るったことがあるのかどうかを尋ね、■■■■君が「ありました」と答えたことで、過去にそのようなことがあったと考えたものである。

### 37 求釈明155について

古井教諭は、主観的にうっとうしく感じただけなのか、うっとうしく感じるような客観的出来事があったのかにかかわらず、暴力を振るうことはいけないうことであるということを■■■■君に伝えようとしたためである。

### 38 求釈明156～159について

補導委員会での説明は、求釈明151に対する回答のとおりである。

小野教諭は■■■■君に対し、素行が悪いなどと思う生徒にたたくなどすることがあったかどうかを尋ね、■■■■君が「はい、中学校でもありました」と答えたことで、中学時代にそのようなことがあった（補導委員会での説明どおりである）と考えたものである。

小野教諭が中学時代の出来事について具体的に聞かなかったのは、今後の指導の中で聞くなどしていこうと考えるなどしていたためである。

### 39 求釈明160について

乙14は、太田教諭が男子生徒Aからの聞き取りの際にメモしたものである。

### 40 求釈明161について

乙15は、朝川教頭が太田教諭に聞き取りしながら、その場で口述内容をまとめたものである。

### 41 求釈明162について

生徒へのアンケート調査は、平成27年5月18日(月)のSHR後すぐに、同月15日(金)第2時間目の「基礎英語総復習」の受講者全員に対して行ったものである。

#### 4.2 求釈明163について

周囲の生徒らにとって、■■■■君が男子生徒Aに対しビンタをするなどし、男子生徒Aが■■■■君にビンタを仕返すなどしたのは、予期せぬ突然のできごとであり、一連の出来事をそれぞれに断片的に見ているものであるし、認識や記憶の混乱等が生じるのもやむをえないところであり、当事者である■■■■君や男子生徒Aからの聞き取り結果（その内容が一致したため補導委員会記録のもととなっている）と異なるところがあってもやむをえないものである。

#### 4.3 求釈明164について

アンケート調査を記名式にしたのは、アンケートの回答内容によっては事情を確認する必要があると考えたためと、無責任な回答を避けるためである。なお、本件については、いじめ調査などと異なり、無記名方式にしないと調査協力が得がたいなどというようなものではない。

#### 4.4 求釈明166、167について

本件は、大阪府教育委員会に対し踏切事故として報告されている。これは、本件高校では、自死かどうかの判断ができないためである。

#### 4.5 求釈明169について

「高校管理運営実務提要」の「II 生徒の転学・休学・退学等」・「6 退学」に、「生徒が死亡した場合には、死亡証明書の写し等客観的に確認できる書類の提出（提出は後日求めるなど配慮を要する）を求めた上、死亡日を退学した日とする」と記載されている。この記載によるならば、■■■■君については、本来ならば、その遺族に対し死亡証明書の提出を求め、死亡による退学として処理することになる。

しかし、本件高校は、過去に生徒が死亡したときに、遺族の心情への配慮の観点から、死亡証明書の提出を求めて死亡して退学したとする取扱いよりも、退学願の提出により退学したという取扱いをしたほうがよいだろうと考え、退学願の提出を求め、その提出を受けており、■■■■君の遺族に対しても同様の対応をとったものである。

なお、原告らは、本件高校が「安全互助会の弔慰金のため」退学願を提出するように求めたなどと主張しているが、それは事実ではない。平成27年5月18日に■■■■君の遺族が本件高校へ来られた帰り際に、■■■■君の祖父が「もう学校へ来ることはない。■■■■のことは転校したことにしてほしい」と言われ、本件高校は学校徴収金の返金処理をする必要もあると考えたことから、退学願の書類のほか、「学校徴収金<返金額>振込口座届」を渡し、後日でよいので送付してほしいと述べたものである。これに対し、■■■■君の祖父は「わかりました」と言って、書類を受領され、その後平成27年6月7日付で退学願と「学校徴収金<返金額>振込口座届が本件高校へ送付されたが、その際に、「死亡弔慰金の申請については貴校におまかせします。」とのメモ書きが同封されていたので、本校で死亡弔慰金の手続きを行い、同月15日付で安全互助会からの死亡弔慰金を指定された口座に振り込んだものである。

#### 46 求釈明170について

本件高校は、男子生徒Aに対し、本件のことは全く伝えていない。

なお、本件高校は、被告が男子生徒Aの振り返りシート及び反省文を本件訴訟の証拠（乙7～9）として提出するにあたり、男子生徒Aの保護者にその同意を求めに行ったとき、同保護者に本件について説明した。

以 上